

指定給水装置工事事業者 研修会

- 1 公道部の給水管のポリエチレン管への移行について
- 2 給水装置工事の適正な施行について
- 3 その他



平成27年 3月24日
倉吉市水道局

1 給水管ポリエチレン管への移行について

給水管の材質について **ポリエチレン管（PE管）** を指定する。
区間：公道部（配水管分岐部から1次止水栓まで）
口径：口径50mm以下

(1) 移行スケジュール

平成25年4月1日から移行準備開始、平成27年4月1日から完全移行

(2) 指定材料

給水管	水道用ポリエチレン1種二層管（JIS K 6762）
継手	ポリエチレン管金属継手（コア一体型、管内面止水式）
止水栓	逆ボ伸縮止水栓（リフト式逆流防止及び伸縮機能付き）

(3) 給水管標準図

(4) 適用する工事

新設工事又は新設工事と同等の規模の改造工事の場合
部分的な修繕に関しては、既設管の材質の材料を使用できる。

(1) 移行スケジュール

平成23年

水道局発注工事にて給水管にPEを指定

平成25年

3月26日 指定工事業者説明会

4月1日から 給水装置工事にて新設工事における給水管にPEを指定
(HIVPとPEどちらも使用可)

平成26年 4月

準備期間を1年延期、アンケート実施

平成27年 3月24日

指定工事業者研修会

本日

平成27年4月1日 PE完全移行

給水装置工事の新設工事における給水管をPEに完全移行

設計施工基準(案)については改訂作業中

移行準備期間

(2) 指定材料

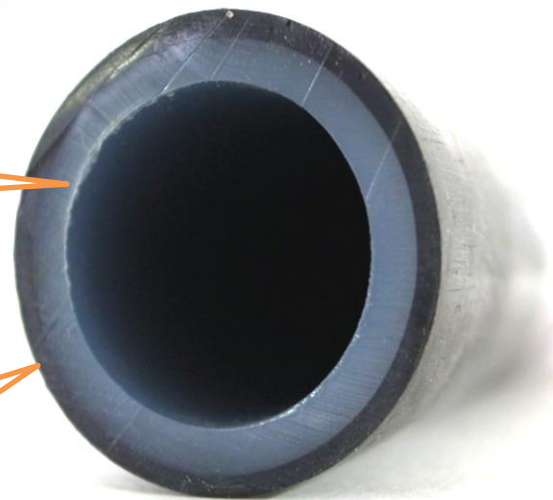
管材 **水道用ポリエチレン管1種二層管**

JIS K 6762 1種軟質



内層 (白)

外層 (黒)

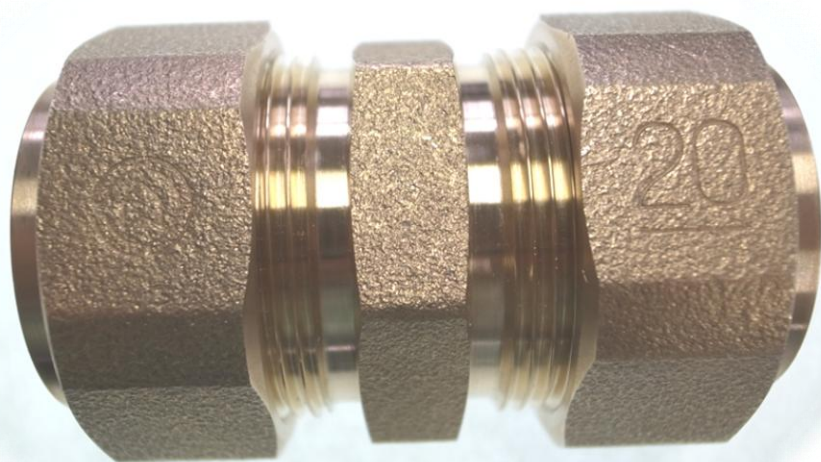


注意 JIS K 6761 (一般用ポリエチレン管) ではない

(2) 指定材料

継手 **ポリエチレン管 金属継手**

コア一体型、管内面止水式



管内面止水式

コア一体型

注意 JWVA B 116 規格品 (コア打入式) ではない

ポリエチレン管金属継手の接続手順

1. 接続するポリエチレン管をパイプカッター、又は鋸で切断する。
この際、管は管軸に対して**切口が直角**になるように切断する。
2. 切断面に出たバリはナイフまたは面取り機にて取り除く。
3. 袋ナット、リングの順で管へ通す。
4. 管を胴の奥まで十分に差し込む。
※差し込み深さが浅いと漏水の原因になります。
5. 袋ナット、リングを胴へ寄せ、袋ナットを胴に締め付ける。

■標準締め付けトルク

※締め付けトルクが大きいので十分に締める。

呼び系	13	20	25	30	40	50
締め付けトルク[N・m]	40	60	80	110	130	150

前澤給装工業(株)カタログより引用

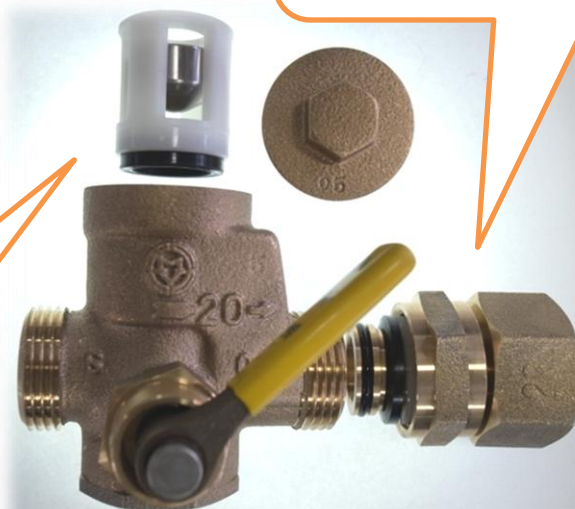
(2) 指定材料

1次止水栓 **逆ボ伸縮止水栓**

リフト（自重）式逆流防止及び伸縮機能付き



リフト（自重）式逆
流防止機能



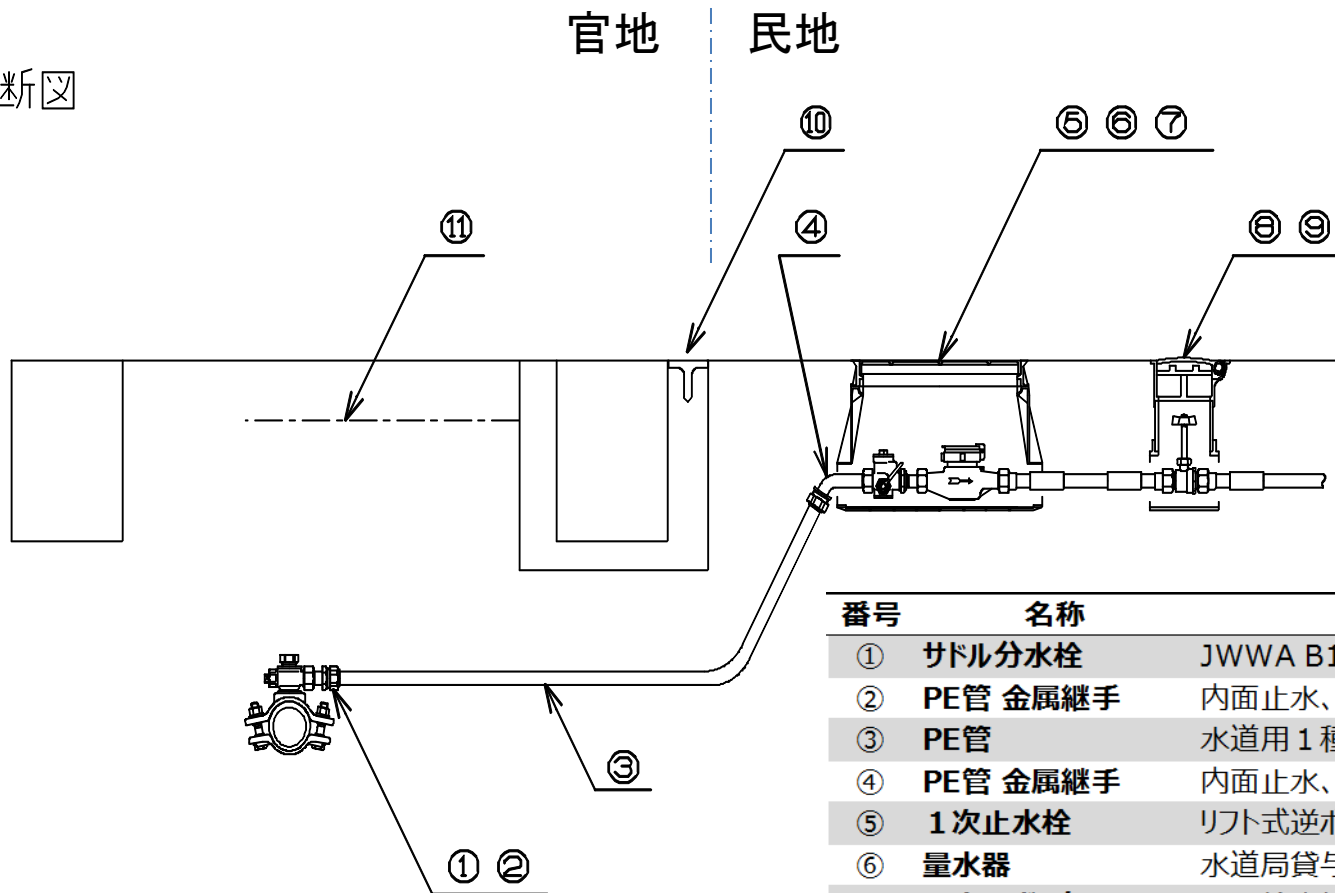
伸縮機能付き

アパート・テナントビル等は、従来とおり「開閉防止逆ボ伸縮止水栓」を指定する

(3) 給水管標準図

給水管 φ20mmの標準図

横断図



メータ用 → 分止水栓用

番号	名称	規格
①	サドル分水栓	JWWA B117
②	PE管 金属継手	内面止水、コア一体型 分止水栓用
③	PE管	水道用1種2層管 JIS K6762
④	PE管 金属継手	内面止水、コア一体型 60°/90°バンドロング
⑤	1次止水栓	リフト式逆ホ伸縮止水栓
⑥	量水器	水道局貸与
⑦	量水器ボックス	止水栓直結式、底版付、倉吉マーク入
⑧	補助止水栓	ボールバルブ (蝶ハンドルロング)
⑨	補助止水栓ボックス	
⑩	埋設表示ピン	φ25mm×70mm程度、ステンレス製
⑪	埋設表示シート	シングル

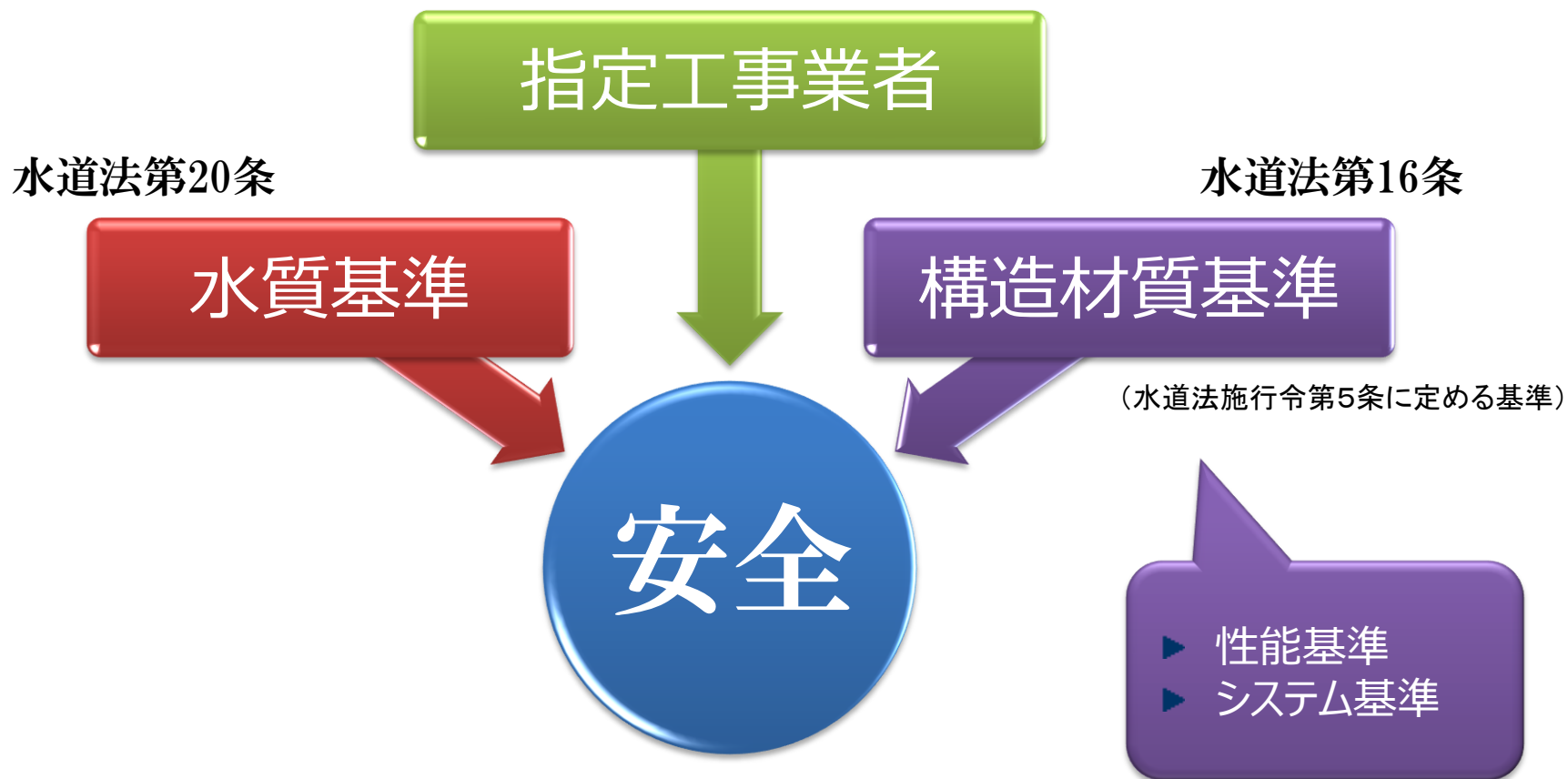
2 給水装置工事の適正な施行について

- (1) 指定工事業者制度
- (2) 指定工事業者の違反行為
- (3) 給水装置工事の種類と手続き
- (4) その他、施工上の留意点

(1) 指定工事業者制度について

～ 水道水の安全性の確保 ～

水道法第16条の2



(1) 指定工事業者制度について

指定給水装置工事業者とは...

給水装置の構造及び材質が、「構造材質基準」に適合することを確保するために、水道事業者がその給水区域において給水装置工事を適正に施行する事ができると認められる者を指定する制度

- **構造材質基準**に適合する給水装置工事を施行できる技術を有している。
- 給水装置工事に関し、**法令、規則**及び水道事業者が定めた**供給規程**を熟知し、それに従って工事を施行できる。
- 水道の需要者との契約を誠実かつ適正に履行できる。

(2) 倉吉市水道事業における 指定工事業者の違反行為

近年、倉吉市であった違反行為

- ▶ 管理者の設計審査を受けずに工事を施行（無届工事）
 - ▶ 家屋の新築、増改築に伴う配管工事
 - ▶ 仮設給水
 - ▶ 店舗の改装に伴う配管工事
 - ▶ 漏水に伴う屋内配管替え
- ▶ 管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行した。
 - ▶ 特に配水管分岐してメータまでの区間の工事内容の変更（事後報告）
 - ▶ 給水栓の増

(2) 倉吉市水道事業における指定工事業者の違反行為

『倉吉市上水道指定給水工事事業者の違反行為に係る処分等の基準及び事務処理要綱』より

▶ 不正申請

- ▶ 不正の手段により指定工事業者として指定を受けたとき

▶ 指定要件の違反

指定の要件に適合しなくなったとき

- ▶ 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。
- ▶ **業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。(詳細は次ページ)**
- ▶ など・・・

▶ 届出義務違反、主任技術者選任等義務違反

- ▶ 指定内容の変更、廃止等の届出をしないとき又は虚偽の届出をしたとき。
- ▶ 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。

(2) 倉吉市水道事業における指定工事業者の違反行為

▶ 業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき

- ① 管理者に届出をせずに無断通水し、
若しくは量水器を取り付けずに通水したとき
又は量水器の不正使用をしたとき。
- ② 道路掘削許可又は道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。
- ③ 管理者の設計審査を受けないで工事を施行したとき
又は工事完成後速やかに管理者の検査を受けなかったとき。
- ④ 施行上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。
- ⑤ 施行上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。
- ⑥ 文書注意に従わないとき。文書警告に従わないとき。
- ⑦ その他の違反行為

(2) 倉吉市水道事業における指定工事業者の違反行為

▶ 事業の運営基準違反

- ① 給水装置工事ごとに給水装置主任技術者を指名しなかったとき。
- ② 量水器上流側の給水装置工事において配管技能者に従事又は監督させないとき。
- ③ 管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。
- ④ 研修の機会を確保しなかったとき。
- ⑤ 構造材質基準に適合しない給水装置を設置したとき。
- ⑥ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。
- ⑦ 指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置工事ごとに工事記録を作成させなかったとき又は当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。

(2) 倉吉市水道事業における指定工事業者の違反行為

▶ 工事施行に関する義務違反

- ▶ 給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき。
- ▶ 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- ▶ 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。

(3) 給水装置工事の種類

給水装置とは

水道法第3条第9号より

- 水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

直結する給水装置とは

- 給水管に容易に取り外しのできない構造として接続し、有圧（配水圧）のまま給水できる給水栓等の用具をいう。

給水装置に含まれる（例）	湯沸器、浄水器、直圧型太陽熱温水器
給水装置に含まれない（例）	ホース等容易に取り外せるもの。 受水槽下流の設備（吐水口で開放される） 貯水槽型太陽熱温水器下流の設備（吐水口で開放される） 水道事業以外から給水される設備

(3) 給水装置工事の種類（倉吉市の場合）

給水装置工事の種類	倉吉市の場合
新設	新たに給水装置を設置する工事（加入金に係る権利を生じる又変更させるもの）※メータの口径変更は、新設工事に含む。
止代	配水管から量水器上流までの給水装置を設置する工事 ※宅地分譲造成地など
改造 増設	給水装置の 原型の変更 する工事 ※一部を撤去する工事や一時的に仮設する工事も含む。
撤去	給水装置を配水管の分岐部分から切り離す工事 （給水装置を廃止するもの）
臨時	新設工事前に工事用水として臨時で給水するための工事
修繕	給水装置の 原型を変えない で、給水管や給水栓等の部分的な破損箇所などを修理又は交換する工事

給水装置工事に該当しないもの

水道法施工規則第13条より

軽微な変更 単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（**配管を伴わないものに限る。**）

※単独水栓の取替とは、同型の水栓への取替えに限るものではない。

(3) 給水装置工事の種類 (倉吉市の場合)

倉吉市給水条例第11条

工事の種類	施工者の限定	着工前の水道局への手続き
新設 改造 撤去 止代 増設 臨時	水道事業者 又は 指定工事業者	給水装置工事申込書の提出 設計審査
修繕	水道事業者 又は 指定工事業者	給水装置工事申込書の提出 又は、口頭による請求
軽微な変更	なし	不要
給水装置以外の 水道工事	なし (他の法令による)	不要 ※貯水槽水道の場合は報告を求む

修繕工事のときは、口頭で申し込みすることができる。
ただし、工事内容によっては、設計審査又はしゅん工検査を求める場合があります。

(4) その他、施工上の留意点

▶ 量水器及び直結止水栓の埋設深さ

ボックスに対して量水器等の設置位置が深すぎるときがある。

最終仕上げ地盤高さを施主・元請工務店等とよく打ち合わせされ、適切な埋設深さで止水栓・量水器を設置する。

鋳鉄製も「底板のあるメーカー製品」を使用する。

▶ 量水器ボックス蓋裏のプレート

施主・元請工務店等と相談し施工業者名等を記入され、積極的にPRしてください。

▶ 1次止水栓の口径

1次止水栓の口径は、給水管及びサドル分水栓と同口径とする。

量水器口径と異なる場合は、1次止水栓伸縮部にて変径する。

▶ 埋設表示ピン

給水管取り出し工事、メータ移設工事等の際には、官民境界の水路肩（民地側）に埋設表示ピンを設置する。

3 その他

(1) 給水装置工事の関わる参考資料

手続きの手順、必要書類等

- ①給水装置工事申込みについて
- ②給水装置工事に関わる 道路等の占用申請について
- ③しゅん工検査申込みについて

- 研修会の添付資料を確認してください。

手続きの様式

- ①様式（PDF形式、EXCEL形式）
- ②様式の記入例（PDF形式）

- 倉吉市水道局のウェブサイトからダウンロードできます。

ご清聴ありがとうございました。

本研修会の資料は、
倉吉市水道局のウェブサイトで
公開しますので、
社内研修等に役立ててください。



(配布資料)

倉吉市上水道指定給水工事事業者の 違反行為に係る処分等の基準及び事務処理要綱

倉吉市水道事業告示第10号

倉吉市上水道指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分等の基準及び事務処理要綱を次のように定める。

平成26年11月26日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市上水道指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分等の基準及び事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第25条の11及び倉吉市上水道指定給水装置工事事業者規程（平成10年倉吉市水道事業管理規程第3号。以下「規程」という。）第7条又は第8条の規定による倉吉市上水道指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）の指定の取消し若しくは停止（以下「処分」という。）又は第4条に規定する注意等（以下「処分等」という。）を行う基準及び違反行為に係る事務処理について必要な事項を定めるものとする。（定輪）

第2条 この要綱で使用する用語は、法及び倉吉市上水道給水条例（昭和33年倉吉市条例第16号）で使用する用語の例による。

(違反行為の調査、報告等)

第3条 管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、指定工事事業者が別表に定める事由（以下「違反行為」という。）に該当する疑いがあると認めるときは、その事実関係の調査を行う。

2 管理者は、前項の調査において違反行為の事実が認められたときは、当該指定工事事業者に対し、直ちに違反行為を是正するよう指導する。この場合において、管理者は、当該指定工事事業者にてん末書の提出を求めるとともに、報告書を作成するものとする。

3 管理者は、指定工事事業者の給水装置工事主任技術者に法に違反する行為があったと認めるときは、その旨を厚生労働大臣に通報するものとする。

(文書等による注意等)

第4条 管理者は、違反行為の内容を検討し、処分には相当しないが、違反行為の再発を防止するために必要があると認めるときは、文書又は口頭により注意又は警告（以下「注意等」という。）を行うことができる。

(処分等の基準)

第5条 違反行為に係る指定工事事業者に対する処分等の基準は、別表に定めるとおりとする。

(違反行為審査委員会の設置)

第6条 管理者は、違反行為の内容が処分に相当するものと認めるときは、違反行為審査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、当該違反行為に係る処分の内容を審査させるものとする。

(委員会の構成)

第7条 委員会の委員は、水道局長並びに水道局の次長、課長、主査、課長補佐及び係長とし、委員長は、水道局長をもって充てる。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、工務課長がその職務を代理する。

3 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは委員長の決すところによる。

5 委員会は、審査を終了したときは、その結果及び理由を管理者に報告しなければならない。

(配布資料) 工事の手続き

給水装置工事申込みについて (2014年1月作成、2015年3月改訂 参考資料)

根拠法令

倉吉市水道給水条例

(工事の申込み) 第11条 給水装置の新設、増設、改造及び撤去工事等(以下「工事」という。)をしようとする者は、書面をもって管理者に申込みなければならない。ただし、修繕に限り、口頭で請求することができる。

(工事の施行) 第12条 工事の設計及び施行は、管理者又は法第16条の2第1項の規定により管理者が指定する指定給水装置工事事業者(以下「指定工事業者」という。)が行う。

2 前項の規定により工事の設計及び施行を指定工事業者が行うときは、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の選定を含む。)を受け、かつ、しゅん工後、速やかに検査を受けなければならない。

倉吉市水道給水条例施行規則

(給水装置の新設等の申込み) 第4条 条例第11条第1項の規定による申込みは、給水装置工事申込書(様式第3号の1)に給水装置工事設計書(様式第3号の2)を添えて管理者に提出しなければならない。

提出書類

様式名 (様式番号)	備考
給水装置工事申込書 (様式第3号の1)	《必須》記入欄のないものは、新築等の場合は、家屋又は土地の所有が確認できる書類を添付
給水装置工事設計書 (様式第3号の2)	《必須》記入欄のないものは、様式内に記載できない場合は別紙を添付
誓約書・同意書・承諾書	《第三者の給水装置から分接する場合》
支管分接承諾書 (様式-⑤)	《自家用給水設備(井水等)又は貯水罐水設備からの灌漑圧方式へ切替える場合》
誓約書 (様式-⑥)	《自家用給水設備(井水等)又は貯水罐水設備からの灌漑圧方式へ切替える場合》
自家用給水設備又は貯水罐水設備からの灌漑圧方式へ切替える誓約書 (様式-⑦)	《水圧低下、出水不良の恐れがある、又は正常な水圧、出水であることが確認できないとき》水量水圧の計量範囲を外れる場合は認めない。
誓約書 住宅用スプリンクラー (様式-⑧)	《住宅用スプリンクラーを接続する場合》
誓約書 特定灌漑用スプリンクラー (様式-⑨)	《特定灌漑用スプリンクラーを接続する場合》
誓約書 特殊器具 (様式-⑩)	《特殊器具を設置する場合》製品の色調・構造及び材質の標準を異にするときは証明する書類を添付
貯水罐水道に関する書類	
受水権設置台帳 (様式-⑪)	《受水権を新設、変更する場合》形状、埋入、結束の位置、社会空間等がわかる構造図を添付。受水権の管理を水方式へ切替(自家用給水設備計量)を添付
受水権の構造図 (適宜様式)	
受水権下流の配管図 (適宜様式)	《貯水罐水設備を新設、変更する場合》参考として提出されている
給水契約に関する書類	
給水申込み及び使用状況変更届 (様式第5号)	《給水開始や使用等の切替え、給水装置の廃止が生ずる場合》用途に応じて別々に提出する
給水申込み、使用中、使用停止	
給水装置使用等誓約書等 (様式第8号)	《給水装置所有者等誓約書の変更や誓約書》権利が帰属できるものを添付
所有者変更、使用者変更	
占用許可申請に関する書類 (適宜様式 A4)	《道路等を利用する場合の承諾状紙(別) 境況写真、公称、登記簿謄本、計量使用水量計算書、水理計算書、消防設備について消防設備士の施工承認が確認できる書類
その他、管理者が必要と認めるもの	

3階直結直圧給水の工事申し込みをされる場合は、事前協議による承認が必要です。

給水装置工事に関する 道路/法定外公共物の占用申請について

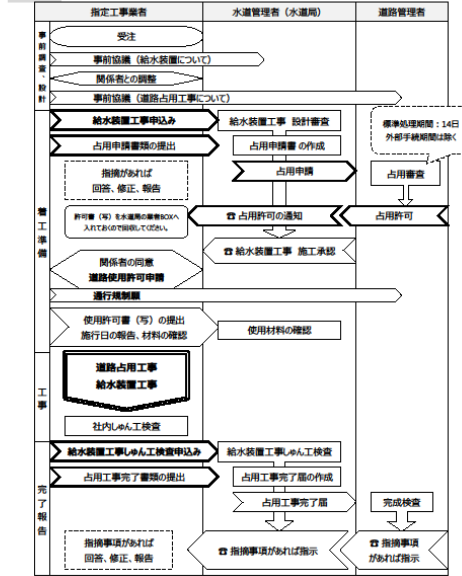
(2013年10月作成、2014年7月改訂 倉吉市水道局参考資料)

根拠法令 道路法(技師)

第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 水管、下水管、ガス管その他これらに類する物件

申請の流れ 水道局が給水装置工事申込者に代って、道路管理者へ占用申請手続きを行います。



※本舗装等で占用工事の完成と給水装置工事の完成の期間が1ヶ月以上離れる場合は、それぞれに提出してください。その際は、提出書類にその旨を記載してください。

しゅん工検査申込みについて

(2013年12月作成、2015年3月改訂 参考資料)

根拠法令

倉吉市水道給水条例

(工事の施行) 第12条 工事の設計及び施行は、管理者又は法第16条の2第1項の規定により管理者が指定する指定給水装置工事事業者(以下「指定工事業者」という。)が行う。

2 前項の規定により工事の設計及び施行を指定工事業者が行うときは、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の選定を含む。)を受け、かつ、しゅん工後、速やかに検査を受けなければならない。

倉吉市水道給水条例施行規則

(検査の申込み等) 第7条 条例第12条第2項の規定による検査を受けようとするときは、工事のしゅん工検査申込書(様式第4号)を管理者に提出しなければならない。

提出書類

様式名 (様式番号)	備考
給水装置工事しゅん工検査申込書 (様式第4号)	60調
給水装置工事設計書 (様式第3号の2)	《必須》調書・完成
工事状況写真	
水道管布設 状況写真 (様式-②)	《給水からの出する箇所》取付け部分の位置及び深さが確認できる様子等の位置や構造が確認できる。他の分水管や水量水圧の計量範囲が確認できる
水量水・止水栓設置 状況写真 (様式-③)	《水量水栓設置工事の場合》1.水栓が2.止水栓までの給水装置が確認できる。水栓のふたは開けて放水方向が確認できる
給水管理表示ピン設置 状況写真 (様式-④)	《給水からの出する箇所》
水圧試験 状況写真 (適宜様式 A4)	《60調に水道管を布設する場合》
分水栓試験 状況写真 (適宜様式 A4)	《60調に水道管を布設する場合》
灌漑表示シート設置 状況写真 (適宜様式 A4)	《60調に水道管を布設する場合》
メーグ下流の水道管布設 状況写真 (適宜様式 A4)	《埋込地に水道管を埋設する場合》埋設深さ 300 mm以上が確認できる。埋設・改修工事の場合、埋設直後の状況が確認できる
屋内水道管布設 状況写真 (適宜様式 A4)	《埋込地に水道管を埋設する場合》
給水方式切替え 状況写真 (適宜様式 A4)	《貯水罐水設備からの灌漑圧方式へ切替える場合》切替え及び接続が確認できる
受水権設置 状況写真 (様式-⑩)	《受水権を設置する場合》埋設した位置関係、管径表記が確認できる
特殊器具設置 状況写真 (適宜様式 A4)	《特殊器具を設置する場合(流量、流量)
水圧試験シート紙 (A4の台紙に添付)	《60調に水道管を布設した場合》
占用工事に関する工事記録写真 (適宜様式 A4)	《占用した場合の占用許可条件の例による 2部
その他、管理者が必要と認めるもの	

(配布資料) 指定事項 確認書

指定番号		«No.»
倉吉市上水道指定給水装置工事事業者 指定事項 確認書		
平成 27 年 3 月 20 日現在		
1 指定事項		
(1)事業所の名称	«事業者名»	
(2)事業所の所在地	«郵便番号» «所在地»	
(3)代表者氏名	«代表者»	
(4)事業所の電話番号	«電話番号»	
(5)事業所のFAX番号	«FAX番号»	
2 選任給水装置工事主任技術者		
«主任技術者1»	«主任技術者5»	«主任技術者9»
«主任技術者2»	«主任技術者6»	«主任技術者10»
«主任技術者3»	«主任技術者7»	«主任技術者11»
«主任技術者4»	«主任技術者8»	«主任技術者12»

現在の状況と異なる事項がありましたら、届出いただくようお願いします。

(1) 指定事項に変更がある場合
変更があった日から 30 日以内に
「指定給水装置工事事業者 指定事項変更届出書 (様式第 4 号)」を提出してください。

(2) 給水装置工事主任技術者の選任又は解任がある場合
選任又は解任した日から 14 日以内に
「給水装置工事主任技術者の選任・解任届出書 (様式第 6 号)」を提出してください。

(3) 届出の様式は、倉吉市水道局のウェブサイトからダウンロードすることができます。

■届出先 倉吉市水道局 工務課 配給水係
〒682-0025 倉吉市八屋 307-1 Tel. 0858-26-1032

- 指定事項が現状と相違ないか確認してください。
- 現在の状況と異なる事項がありましたら、届出いただくようお願いします。